

香川県警察交通安全業務計画に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

香川県公安委員会規則第23号

香川県警察交通安全業務計画に関する規則を廃止する規則

香川県警察交通安全業務計画に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第31号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正）
- 2 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～41 略					1～41 略				
42 交通安全対策 基本法（昭和45 年法律第110号）	第19条～第26条第7項 略				42 交通安全対策 基本法（昭和45 年法律第110号）	第19条～第26条第7項 略			
	第27条	市町の長からの陸上交通の安全に関し処理すべき事務についての要請等に対する措置		○		第27条	市町の長からの陸上交通の安全に関し処理すべき事務についての要請等に対する措置		○
					(1) 香川県警察交通安全業務計画に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第31号）	本則	香川県警察交通安全業務計画の作成	○	
43～101 略					43～101 略				
備考					備考				

略

略